

会 議 録

会議の名称	西東京市図書館協議会 平成19年度第4回臨時会
開催日時	平成20年1月24日（木曜日）午後3時から5時まで
開催場所	田無公民館会議室
出席者	委 員：村田委員、服部委員、木山委員、一方井委員、大澤委員、小西委員、浅野委員 事務局：小池館長、山川庶務係長
傍聴者	0名
議題	1 提言策定のための協議 第3回 2 その他
会議資料の名称	1 西東京市図書館協議会 検討部会（2）会議録 2 西東京市図書館だより 第28号 3 提言文章案
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>会長 時間になりましたので、第4回臨時会を始めさせていただきます。本日の議題についてですが、順序を変更して、先に図書館長の報告をしていただき、その後に協議にはいらさせていただきます。それでは図書館長から報告をしていただきます。</p> <p>館長 平成20年1月22日に開催されました、西東京市教育委員会第1回定例会の報告をさせていただきます。</p> <p>第1回定例会において、保谷駅前公民館・図書館の関連で、議案第4号、5号を上程しました。</p> <p>議案第4号は、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）でございます。住吉公民館は、平成20年3月31日の閉館に伴って廃止となります。また、現在建設中の保谷駅南口地区第一種市街地開発2街区ビルの5階に、平成20年6月29日を目途として保谷駅前公民館の開館を予定しています。この公民館の名称及び位置を新たに加えることに伴い、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例別表（第2条関係）の一部を改正するものであります。</p>	

次に、議案第5号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）については、保谷駅南口地区第一種市街地再開発2街区ビルの4階に下保谷図書館を移転することに伴い、新しい図書館の名称及び位置の制定をする必要が生じたことにより、西東京市図書館設置条例の一部を改正するものあります。

議案第4号、5号は、教育委員会の審議によって議決されましたが、その中で新しい施設の名称については、保谷駅前公民館、保谷駅前図書館ということになりました。

また、2街区ビル全体の名称については、「ステア」に決定したことをあわせてご報告いたしました。

会長 次の議題に移ります。本日は、提言策定のための協議 第3回ということですので。資料は、前回までのものをまとめて作成したもので、本日は、これを中心に話を進めて行きたいと思います。

副会長 前回の研究会では、参加委員全員で、各々の意見メモを基に資料を読みあったということを報告いたします。

会長 それでは委員に資料の説明をしていただきながら、協議を進めて行きたいと思います。

委員 みなさんの意見を四角の枠の下に書きました。そして枠の中に本文を書き入れることといたします。時間の関係で全部を書くことはできなかったので、今回は指定管理者制度についてを中心に書きました。

目次に従って説明しますと、1.西東京市行財政改革大綱（第1次）（第2次）は、すでに出されたものを再掲するということになります。2.西東京市図書館の現状は、図書館が報告したことを、現状として書いていくことになります。3.図書館のあり方からは、みなさんの書いたものを加えて書き込んでいく必要があります。

3.図書館のあり方の（1）西東京市図書館の基本的な考え方は、図書館とは何であるかを書き込みたいと思います。「市民の図書館」の原点にたち帰った形で、西東京市図書館をイメージしておくのが良いと考えて書きました。

文体については「ですます調」にしてみました。

ランガナータンの「図書館は成長する有機体である」という言葉を踏まえたいということです。

（2）図書館の役割と機能、（3）自治体を支える図書館については、委員のヒントを参考にまとめようと思っています。

4.図書館運営の合理化については、西東京市図書館が西東京市行財政改革大綱（第1次）（第2次）を受けてこれまでやってきたこと、できていることの中での図書館事業の見直しについて書くことになります。

副会長 これまでの所で議論したいと思います。

委員 文体は、「ですます調」ではなく「である調」の方が良いと思います。

副会長 難しい言葉が連なる内容になると思うので、言葉のニュアンスだけでもやわらかいイメージの「ですます調」の方が良いと思います。

委員 後で直すことは簡単にできるので、今は「ですます調」で書かせていただきたいと思います。

副会長 知識情報基盤というような言葉に対しては、注釈を付けた方が良いのではないのでしょうか。新しい言葉を使用する時には、必要最低限の注釈がはいることを前提に書いていただいた方がわかりやすいと思います。

委員 今回の文章については、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」提供するという1970年代に示された「市民の図書館」理念を踏まえていると解釈し、その用語を用いました。知識情報基盤、歴史的到達点には注釈を付けることとし、歴史的到達点の具体的なイメージは、図書館の自由のような宣言を持っているということです。

公立図書館はいかにあるべきかでは、2006年4月に文部科学省が発表した「これからの図書館像」では図書館は人々に図書を貸出している所であるという認識がないことを変えようとしている。新しいサービスに対して力点を置いている図書館を素晴らしい図書館と位置づけている。

西東京市図書館が、1970年に示された「市民の図書館」の理念が色あせていない、それを踏まえることは重要であると考えます。

委員 文部科学省の「望ましい基準」は3つあります。ひとつは新しい図書館いわゆる情報図書館、二つ目は地域住民と関わり合わない、三つ目は民営化が特徴です。詳しく言いますと、最初の電子化、情報化図書館は、図書館はグレードを上げることにより、利用者を選別することですが、私は、地域の人が地元の図書館を利用するということが大事であると考えます。二つ目は行政の介入が教育現場にはいることであり、三つ目は指定管理者制度が事例としてあります。従来の図書館とは違う考え方であり、1970年代の「市民の図書館」の考え方を強調することは意義あることと考えます。

委員 「これからの図書館像」で示されている図書館のモデルは、都会的モデルです。地域住民をあまり重視しない。学者主導は否めない。われわれの立場は、市民の望む図書館を作っていく立場に立たないといけないと思います。

会長 「市民の図書館」像については、「西東京市図書館のあり方」でも取り上げている。大学図書館と公立図書館とを混同している。違うということを立場として述べて良いのではないか。

副会長 「次世代に役割」という言葉が非常に重要だと思いますが、この主語は何でしょうか。

委員 図書館が主語のつもりでした。図書館の発展の歴史を次世代の図書館に伝えてほしいというつもりです。。

委員 いままで図書館が積み上げてきた財産を、次世代の人たちになに引き継いでいくことが、西東京市図書館が発展していく上で重要だと考えます。

委員 「指定管理者制度について」を見てください。順番とか、必要ない文章、足りない文章があるかと思います。

図書館は成長していかなければいけない。これは図書館員が考える必要がある。このことが一番重要です。

指定管理者制度のような経営形態は、経営学においては考えられないということです。一番大事な部分も含めて全部他者にやってもらうということは、企業ではありえないということです。

委員 「第二に」の項目に、指定管理者制度」では、低賃金のため長く働くことができないということを加えて欲しいと思います。管理運営事項は、委託職員はできないということです。

委員 指定管理者制度では、サービスの向上は望めない。現在の西東京市図書館では指定管理者制度導入の必要はないと思います。

委員 指定管理者制度になると、情報公開請求が来たら誰が対応するのでしょうか。

館長 指定管理者制度については、本市の導入事例などから、調査してみたいと思います。

会長 次回は、2月14日午後3時から、中央図書館会議室で研究会を開催します。